

令和7年大府市規則一覧

公布日 令和7年10月1日

第53号 大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

第54号 大府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第53号

大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第16条の2 略</p> <p>2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（介護時間）</p>	<p>第16条の2 略</p> <p>2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（介護時間）</p>
<p>第16条の3 略</p> <p>2 育児休業法第19条第1項の規定による<u>同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間</u>については、<u>1日につき2時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</p>	<p>第16条の3 略</p> <p>2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>当該2時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間と</p>

改正後	改正前
<p>(休暇簿等)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講ずべき期間)</u></p> <p>第24条 <u>条例第17条の4第2項の規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第25条 略</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第26条 略</p>	<p>する。</p> <p>(休暇簿等)</p> <p>第23条 略</p> <p>(報告)</p> <p>第24条 略</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第25条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第54号

大府市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

大府市職員の育児休業等に関する規則（平成4年大府市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業条例第21条第2号の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第16条の2 育児休業条例第21条第2号の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p>	<p>(育児休業条例第21条第2号の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第16条の2 育児休業条例第21条第2号の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である<u>非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分</u>以上である勤務日があるものとする。</p>
<p>(部分休業の承認の請求並びに請求範囲の申出及び申出の変更の手続)</p> <p>第17条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出</u>（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、<u>部分休業承認請求・変更申出書</u>により行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認の請求<u>手続等</u>)</p> <p>第17条 部分休業の承認の請求は、<u>部分休業承認請求書</u>により行うものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

改正後	改正前
<p><u>3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ育児休業条例第22条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u></p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。